

奈良市公報

号 外 第 15 号

平成19年 7月17日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

監 査

○住民監査請求の監査結果（2件）	1
○定期監査の監査結果	6
○住民監査請求の監査結果	7
公 営 企 業	
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）	9
○奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程	9
○奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程	10
○奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程	10
○奈良市企業職員の職に関する規程	10
○奈良市企業職員職名規程の全部改正等に伴う関連規程の整備に関する規程	10
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	12
○奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程	14
○奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程	14
○会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示	14

教 育 委 員 会

○臨時教育委員会の開催	15
○奈良市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則	16
○奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	16
○奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の一部を改正する規則	16
○奈良市就業指導委員会規則の一部を改正する規則	17
○奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	17
○奈良市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令	17
○教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	17

消 防

○奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令	18
○奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	18
○奈良市消防文書規程等の一部を改正する訓令	18
○奈良市消防機械器具に関する規程の一部を改正する訓	

令	19
○奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令	24
○奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程等の一部を改正する訓令	28
○奈良市火災予防査察規程	28

議 会

○奈良市議会会議規則の一部を改正する規則	36
○奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程	36

監 査

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成19年 3月16日

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中 嶋 肇
同	幾 田 邦 夫
同	米 澤 保

奈 監 第 39 号
平成19年 3月13日

請 求 人

桐 山 幸 矩 様
後 藤 恭 平 様

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中 嶋 肇
同	幾 田 邦 夫
同	米 澤 保

住民監査請求の結果について（通知）

平成19年 1月18日付けで提出のあった住民監査請求については、同月22日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

- 1 監査対象
奈良市環境清美部環境清美工場
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年 1月29日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- 3 関係人の事情聴取
地方自治法第199条第8項の規定により、平成19年 2月6日、環境清美部長、同部環境清美工場長に対し

事情聴取を行った。

4 請求の要旨

1. 奈良市は、平成11年度から平成13年度の3ヶ年継続事業で「環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事」を施工した本仕様書によると、排ガス中のダイオキシン再合成を少なくするため、短期間で排ガス温度を降下させる必要があるため既設ガス冷却塔及び空気予熱器の後段に排ガス減温塔を設けるとしている。

本方式は、多くの自治体が採用しており、方式に問題はなかったが、本工事を契約施工した業者は、全連続式焼却施設の実績が全く無い。当然、設計ノウハウも無いため基本的に設計ミスをしている。

本年度、4号炉排ガス施設点検整備及びその他補修に於いて、補修の対象として契約され相当の費用が支払われている。しかし、整備内容に下記のような疑問点がある。

1) 減温塔

(1) 本体の腐食

排ガスの流入口と減温用水噴射ノズルとの関連が不適切な設計であったため、排ガス流入口付近の側面全周にばいじんが、相当な厚みでオーバーハング状に付着している。付着ばいじんになお、噴射水が浸透し、ばいじんを固化している。固化したばいじんはある程度成長した段階で自重によって落下する。このような状態の繰り返しによって、ケーシングの腐食が早期に進んだと思われる。また、ばいじんに浸透した噴射水は、排ガス中の酸と反応して酸性の水となって、側壁をつたい、底板に至るため減温塔全体の早期腐食の原因となっている。

(2) 補修

「4号炉排ガス施設点検整備及びその他補修仕様書」によると、この腐食部分の補修材にSUS304の鋼板を使用して18㎡の補修を施工しているが、基本的な構造及び材質の見直しが必要である。

(3) ロータリースクレーパー掻き板取替

減温塔本体に付着固化したダストが落下した、ダスト塊により破損していると考えられるため基本的な破損原因は設計ミスにある。

(4) ロータリーバルブローター取替

設置されていたロータリーバルブローターの形式選定ミスによるものと考えられる。一般的には詰まり防止機能を持つ構造のものが採用されている。

(5) ダスト処理

清掃ダスト固化処理としているが、ダスト（ばいじん）の堆積は減温塔本体の設計ミスによって発生しているので、業者側の責任に於いて対処すべき問題である。

また、固化したダストを灰ピットに排出し最終処分場に埋立しているが、埋立に問題のない状態

に固化されているか否かの試験は全く行われておらず、市側の管理も杜撰であり、業者側に便宜を計ったとも受け取れる内容になっている。

2) 空気予熱器

(1) ダスト掻き落とし装置

掻き板連動管の取替や、ダスト掻き落とし板の清掃・点検について、本構造ではダストの掻き落としは出来ない。従って、基本的な設計ミスであると考ええる。

3) 排ガス処理設備

(1) バグフィルタろ布取替

取替を要するとした資料が不透明であるとともに、取り外したろ布の処理がマニフェストから判断すると、不適正であり違法処理された疑いがある。処理の方法、費用、報告等の内容について仕様書に記載されていない。また、市監督員の検査時に於いても確認されておらず、杜撰な契約となっている。

等の理由から、補修費が不当に支払われている。

本請求は、平成17年11月4日から平成17年12月26日に施工した4号炉排ガス施設点検整備及びその他補修工事で、市長は奈良市が被った損害金を業者から返還させるとともに無償かつ早急に改良又は取り替えさせる等の必要な措置を講ずよう求める。

2. 補修等に要した工数（工事日報より）

1) 減温塔内部清掃	30工数
2) 減温塔ケーシング張り	19工数（ダスト固化含む）
3) 減温塔点検	15工数
4) 空気予熱器伝熱管清掃	13工数
5) 空気予熱器ダスト掻落装置	22工数
6) バグフィルタ点検	22工数
7) バグフィルタろ布取替	81工数
合計	202工数

3. 補修工事と認められる工数

1) 減温塔内部清掃	10工数（減温塔寸法より面積算出：添付資料） （但し、清掃7工数、足場3工数）
2) 空気予熱器伝熱管清掃	5工数（面積より算出）
3) バグフィルタろ布取替	24工数（空気予熱器寸法より算出：添付資料） （但し、取付18工数、取りはずし6工数）
合計	39工数

4. 業者側の瑕疵によって発生した工数

1) 減温塔内部清掃	20工数
2) 減温塔ケーシング張り	19工数（ダスト固化含む）
3) 減温塔点検	15工数
4) 空気予熱器伝熱管清掃	8工数

5) 空気予熱器ダスト搔落装置	22工数
6) バグフィルタ点検	22工数
7) バグフィルタろ布取替	57工数
合計	163工数

5. 不当に支払われたと考えられる費用

1) 労務費

①減温塔の内部清掃

平成17年度三省協定単価の特殊作業員単価を採用し、これに奈良市の割増率(1.9+0.1)及びその他等(労務費×20%)を加算すると

$$20工数 \times 15,600 \times 2 \times 1.2 = 748,800円$$

②減温塔ケーシング張り

平成17年度三省協定単価の溶接工単価を採用し、これに奈良市の割増率(1.9+0.1)及びその他等(労務費×20%)を加算すると

$$19工数 \times 17,900 \times 2 \times 1.2 = 816,240円$$

③減温塔点検

平成17年度三省協定単価の設備機械工単価を採用し、これに奈良市の割増率(1.9+0.1)及びその他等(労務費×20%)を加算すると

$$15工数 \times 16,500 \times 2 \times 1.2 = 594,000円$$

④空気予熱器伝熱管清掃

平成17年度三省協定単価の特殊作業員単価を採用し、これに奈良市の割増率(1.4+0.1)及びその他等(労務費×20%)を加算すると

$$8工数 \times 15,600 \times 1.5 \times 1.2 = 224,640円$$

⑤空気予熱器ダスト搔落装置

平成17年度三省協定単価の設備機械工単価を採用し、これに奈良市の割増率(1.4+0.1)及びその他等(労務費×20%)を加算すると

$$22工数 \times 16,500 \times 1.5 \times 1.2 = 653,400円$$

⑥バグフィルタ点検

平成17年度三省協定単価の設備機械工単価を採用し、これに奈良市の割増率(1.8+0.1)及びその他等(労務費×20%)を加算すると

$$22工数 \times 16,500 \times 1.9 \times 1.2 = 827,640円$$

⑦バグフィルタろ布取替

平成17年度三省協定単価の設備機械工単価を採用し、これに奈良市の割増率(1.8+0.1)及びその他等(労務費×20%)を加算すると

$$57工数 \times 16,500 \times 1.9 \times 1.2 = 2,144,340円$$

$$\text{合計} \quad 6,009,060円$$

2) 材料費(参考)(一般鉄工所への電話による聞取り)

①減温塔ケーシング補修材(SUS304、t=3.18mm)

$$428.22kg \times 2,000 = 856,000$$

②スクレーパー搔き板

$$4本 \times 150,000 = 600,000$$

③ダスト搔板連動管(SUS304、65A、4090L×2本)

$$2本 \times 20,000 = 40,000$$

④ロータリーバルブ、ローター(S S400)

$$1台 \times 150,000 = 150,000$$

$$\text{合計} \quad 1,646,000円$$

従って、直接工事費は1)+2)

$$6,009,060 + 1,646,000 = 7,655,060円$$

3) 諸経費

①共通仮設費

直接工事費×3.43%

$$7,655,060 \times 3.43\% = 262,560円$$

$$\therefore 7,655,060 + 262,560 = 7,917,620円$$

②現場管理費

純工事費×14.48%

$$7,917,620 \times 14.48\% = 1,146,470円$$

$$\therefore 7,917,620 + 1,146,470 = 9,064,090円 \text{ (工事原価)}$$

③一般管理費

工事原価×10.52%

$$9,064,090 \times 10.52\% = 953,540円$$

4) 工事価格

工事原価+一般管理費

$$9,064,090 + 953,540 = 10,017,630円$$

5) 消費税相当額

$$10,017,630 \times 5\% = 500,880円$$

6) 不当に支払いされた金額

$$10,017,630 + 500,880 = \underline{\underline{¥10,518,510円}}$$

となる。

5 監査対象事項

平成17年度に実施された4号炉排ガス施設点検整備及びその他補修工事(以下「本件整備」という。)における不当な公金支出について

6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 本件整備を契約施工した業者は、工事経歴書によれば本市と同様の全連続式焼却施設の施工の実績があること。

(2) 奈良市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定め、ごみ排出量を予測するとともにごみ処理能力の現状を踏まえ、現有焼却施設の適正な運転管理の継続を図ることを明記している。この一般廃棄物処理計画の達成に向け、ごみ排出量を勘案し、ごみ焼却施設の1号炉から4号炉までを順次定期的に点検整備及び補修を行なうことができるよう整備計画を策定していること。

本件整備は、平成11年度から平成13年度にかけての継続事業として行われた環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事(以下「ダイオキシン削減工事」という。)で設置された設備に対し、安定した運転が維持できるように、上記整備計画に基づき、年1回の定期的な点検・維持・補修工事として行われているものであること。

なお、減温塔ケーシング補修（直胴部上部より1,500mm）、ロータリーバルブローター取替、空気予熱器ダスト掻き落とし装置掻き板連動管取替、バグフィルタろ布取替などの作業は、毎年行っているわけではなく、損耗や能力低下の程度を事前の内部調査により把握し、本件整備として実施したものであること。

- (3) 減温塔内に付着したダストは、施設内の灰ピットに固化処理後、搬出し処分しているが、このダストは一般廃棄物扱いであるため適法な処理であること。
- (4) バグフィルタろ布の処理について、産業廃棄物処理マニフェストにおいて排出者となっている業者は本件整備契約の下請負承認を得ており、また、処分業者によって適正に処理されたことが同マニフェストで確認できたこと。
- (5) 奈良市は本件整備の完了に伴う履行確認を行い平成18年 1月11日に支出命令し、同月20日に全額支払ったこと。

以上の事実関係に基づき請求人の主張について考查すると、奈良市のごみ焼却施設は、全連続式焼却施設として休み無く稼動することを要求されるものであり、その維持管理については、整備計画に基づき実施される定期点検・整備において、継続的に経年劣化、経年摩耗等の程度を把握し、必要な箇所を交換するなどの措置が講じられている。そうした結果、重大な事故等も発生せず、ダイオキシン削減対策として要求される能力を維持していると理解できる。

また、減温塔ケーシング補修やバグフィルタろ布取替などはダイオキシン削減工事竣工後 4年間を経過し初めて行なったものであることからしても特に過剰で不適切であるとは言えず、補修範囲や内容を十分検討した上で仕様書を作成し、設計積算されたものであり、不当な公金の支出とはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認めた。

(平成19年 3月16日揭示済)

奈良市監査委員告示第 5 号

地方自治法第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 4 項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成19年 3月16日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 幾 田 邦 夫
同 米 澤 保
奈 監 第 40 号
平成19年 3月13日

請 求 人

桐 山 幸 矩 様
後 藤 恭 平 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇

同 幾 田 邦 夫
同 米 澤 保

住民監査請求の結果について（通知）

平成19年 1月18日付けで提出のあった住民監査請求については、同月22日付けで受理し、地方自治法第242条第 4 項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

- 1 監査対象
奈良市環境清美部環境清美工場
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第 6 項の規定により、平成19年 1月29日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- 3 関係人の事情聴取
地方自治法第199条第 8 項の規定により、平成19年 2月 6 日、環境清美部長、同部環境清美工場長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨

1. 奈良市は、平成11年度から平成13年度の 3 ヶ年継続事業で、「環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事」を施工した。

本工事仕様書によると、焼却施設の心臓部といえる燃焼装置については、乾燥火格子と燃焼完結装置は全部取替、燃焼火格子と後燃焼火格子は、駆動部の取替と本体フレームの大規模修理を実施している。

その後も、毎年 1 号炉から 4 号炉まで「炉点検整備及びその他補修」が実施されているなかに、各火格子の整備が組み込まれて契約されており、相当の費用が支払われている。

しかし、整備内容の一部に下記のような疑問点がある。

- 1) 各火格子の駆動部の構造を注意深く解すると、破損する構造となっているため、これは明らかに設計ミスであると判断できる。
- 2) 毎年多数の火床板が焼損し、取替えているが、火床板の形状に問題がある。
- 3) 取替えた火床板が落下しないように落ち止め工作をしているが、落下する構造そのものに欠陥がある。等の理由からこれらの補修費が不当に支払いされている。

本請求は、平成17年に実施された 4 号炉点検整備及びその他補修（平成17年11月 4 日～12月26日）、の実施で市長は、奈良市が被った損害金を返還させるとともに、破損しない構造のものに無償かつ早急に取替させる等の必要な措置を講ずるよう求める。

2. 各火格子の補修、調整に要した工数（工事日報より）

乾燥火格子	火格子点検	110工
燃焼火格子		
後燃焼火格子	火格子駆動装置	24工
		134工

3. 取替えた数量から工数を積算

1) 乾燥火格子

固定火床板 36枚× 11kg= 396kg
(計算重量:添付資料)

支持金物(大) 9組× 3kg= 27kg
(計算重量:添付資料)

支持金物(小) 18組× 1.8kg= 32.4kg
(計算重量:添付資料)

計 456kg

取替歩掛 500kg未満(456kg)

特殊作業員 12.1工×0.7=8.47=8.5

普通作業員 4.6工×0.7=3.22=3.3

溶 接 工 3.1工×0.7=2.17=2.2

14 工

撤 去 工 (14×0.3) = 4.2 工

計 18.2 工

2) 燃焼火格子

標準火床板 159枚×10kg=1,590kg
(実測重量)

下部火床板 11枚×15kg= 165kg
(計算重量:添付資料)

火格子サイド金物 2組×15kg= 30kg
(計算重量:添付資料)

計 1,785kg

取替歩掛 1 t 以上 2 t 未満(1,785kg)

特殊作業員 19工×0.7= 13.3

普通作業員 7工×0.7= 4.9

溶 接 工 5工×0.7= 3.5

電 工 1工×0.7= 0.7

と び 工 1工×0.7= 0.7

23.1 工

撤 去 工 (23.1×0.3) = 6.93 工

計 30.03 工

3) 後燃焼火格子

標準火床板 35枚×10kg=350kg
(計算重量:添付資料)

下部火床板 11枚×15kg=165kg
(計算重量:添付資料)

計 515kg

取替歩掛 0.5 t 以上 1 t 未満(515kg)

特殊作業員 16工×0.7= 11.2

普通作業員 6工×0.7= 4.2

溶 接 工 4工×0.7= 2.8

18.2 工

撤 去 工 (18.2×0.3) = 5.46 工

計 23.66 工

合計工数

18.2+30.03+23.66=71.89工

従って、

110-71.89=38.11工は構造不備が原因で補修が施工されていると考えられる。

また、24工は火格子駆動装置の補修であることから全てメーカー側の負担とすると 38.11+24=62.11工数 となる。

4. 不当に支払われた費用

1) 労務費

労務費は、平成17年度の三省協定単価の機械設備工を採用し、これに割増率(2.0)、その他等(労務費×20%)を加算すると
62.11工数×16,500×2.0×1.2=2,459,556円……①

2) 材料費

①下部火床板用ピン(固定側)

5組×10,000=50,000(聞取参考値)

②下部火床板用ピン(可動側)

6本×6,000=36,000(聞取参考値)

③火床板裏止め材

(320ヶ+70ヶ)×180= 70,200(見積書より)

④シリンダーパッキン(乾燥用・燃焼用・後燃焼用)

6組×23,800=142,800(見積書より)

⑤シリンダーブッシュ 160φ B C 6

6個×38,000=228,000(見積書より)

527,000円……②

従って、直接工事費は、①+②

2,459,556+527,000=2,986,556

3) 諸経費

①共通仮設費

2,986,556(直接工事費)×3.67%=109,606円

∴純工事費

2,986,556+109,606=3,096,162円

②現場管理費

3,096,162(純工事費)×17.11%=529,753円

∴工事原価

3,096,162+529,753=3,625,915円

③一般管理費

3,625,915×10.91%=395,587円

④∴工事価格

3,625,915+395,587=4,021,502円

4) 消費税相当額

4,021,502×5%=201,075円

5) 不当に支払いされた金額

4,021,502+201,075

=¥4,222,577円

となる。

5 監査対象事項

平成17年度に実施された4号炉点検整備及びその他補修(以下「本件整備」という。)における不当な公金支出について

6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 奈良市の焼却炉は、全連続燃焼式ストーカ炉(処理能力480t/24h)であり、広く全国的に採用されて

いること。

- (2) 奈良市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定め、ごみ排出量を予測するとともにごみ処理能力の現状を踏まえ、現有焼却施設の適正な運転管理の継続を図ることが明記されている。この一般廃棄物処理計画の達成に向け、ごみ排出量を勘案し、ごみ焼却施設の1号炉から4号炉までの炉を順次定期的に点検整備及び補修を行なうことができるよう整備計画を策定し、それに基づいて運営されていること。本件整備は、この整備計画に従い、運転を休止して行なわれ、機械設備の一部又は大部分の分解点検を行い、摩耗や焼損の状態及び機器の劣化傾向等を把握し、次の休止期間まで焼却炉を安全に効率よく運転するための維持管理として実施されたこと。

- (3) ごみ収集車で回収されたごみは、一旦ピットに集積されクレーンで適量ずつ炉内に投入される。投入されたゴミは、乾燥火格子上で乾燥され、燃焼火格子上で順次燃焼しながら下方へ移送され、最後に後燃焼火格子で完全に燃焼され灰となること。本件整備では、燃焼設備である乾燥火格子、燃焼火格子及び後燃焼火格子の火床板が一旦すべて取り外され、摩耗あるいは焼損した火床板を取り替えた後、再度微調整が施され組み立てられたこと。なお、分別収集に伴うその他プラスチックの資源化分離により火床板の焼損が減ったことから、焼損の度合いはごみ質による影響が大きいと考えられること。また各火格子は固定火床板と可動火床板で構成され、火床板を動かしている油圧駆動装置を点検整備し摩耗した部品の取替が行われたこと。次に、火床板の脱落防止として裏止め材が施されたことであるが、火床板同士が結合して脱落しにくい構造となっているが、ごみ質による影響が大きく又想定外の焼却不適合物が混入すると、火床板の間に挟まることにより火床板が持ち上がり脱落することがあり、奈良市とメーカーで検討した結果、その改善対策として施されたこと。

- (4) 奈良市は本件整備の完了に伴う履行確認を行い、平成18年1月10日に支出命令し、同月20日に全額支払ったこと。

以上の事実関係に基づき請求人の主張について考查すると、奈良市のごみ焼却施設は昭和60年に竣工して以来、全連続燃焼式ストーカ炉により運転されており、今日に至るまで火格子の構造に起因するトラブルはなく、日々排出されるごみを焼却し続けているのである。4号炉が機器の故障、経年劣化による処理能力低下等により処理作業をストップする事態になると、一般廃棄物処理計画の変更を余儀なくされるだけでなく、市民に多大な影響を与えることが懸念されるため、これらを未然に防ぐための対策が重要であり、そのために本件整備が年1回定期的に実施されているのである。本件整備は、前回の点検整備内容や事前の炉内部調査により補修範囲や内容を

十分検討し、焼却炉が安全に効率よく運転できるよう仕様書を作成し、設計積算されたものであり、なんら不当な公金の支出とはいえない。

よって、請求人の主張する構造上の欠陥によるものと解しがたく、本件請求には理由がないと認めた。

(平成19年3月16日揭示済)

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成19年3月27日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 幾 田 邦 夫
同 米 澤 保

1 監査対象

建設部	営繕課 住宅課 河川課 工事検査課
都市計画部	都市計画課 景観課 街路公園課
都市整備部	開発指導課 建築指導課
出納室	
監査委員事務局	監査課
議会事務局	庶務課
(水道局)	
業務部	経営管理課 (情報管理室含む) 経理課
給水部	漏水対策課 工務課 東部管理課
浄水場	浄水課

2 監査期間

平成19年1月15日～同年3月23日

3 監査方法

平成18年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成18年11月末日現在(水道局については、同年12月末日現在)の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る旅費(宿泊を伴うもの)、委託料、工事請負費の事務処理を重点に、旅行命令簿、契約書、支出負担行為伺書等の関係書類を監査した。その件数は、次表のとおりである。

部	課	旅費	委託料	工事請負費
建設部	営繕課	2	8	15
	住宅課	—	11	10
	河川課	—	9	13
	工事検査課	—	—	—
都市計画部	都市計画課	6	7	—

	景 観 課	2	2	—
	街 路 公 園 課	—	20	5
都市整備部	開 発 指 導 課	—	—	—
	建 築 指 導 課	10	3	—
出納室		1	—	—
監 査 委 員 事 務 局	監 査 課	7	—	—
議会事務局	庶 務 課	19	7	—
(水 道 局)				
業 務 部	経 営 管 理 課 (情報管理室含む)	4	4	—
	経 理 課	—	10	—
技 術 部	漏 水 対 策 課	1	3	8
	工 務 課	2	2	16
	東 部 管 理 課	2	88	14
	浄水場 浄水課	12	15	6
合 計		68	109	87

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

建設部

住宅課

住宅管理費使用料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において538,872,378円であった。監査後は家賃支払請求訴訟の勝訴に伴う供託額の収納等、一定の成果をあげられているが、今後とも負担の公平を期するため、積極的な徴収努力を要望する。

(水道局)

業務部

経理課

- (1) 電話交換業務委託及び庁舎清掃業務委託は年間契約されており、委託料は毎月払いとなっている。毎月払いするには、毎月の委託業務が完了するごとに完了報告書を提出させ、履行確認する必要があると思われるが、いずれの書類も添付されていなかった。必要書類の確認を怠る事のないよう注意されたい。

- (2) 水道局庁舎保守管理業務委託において、設計書

と仕様書とで一部の業務量に差違が見受けられた。応札業者には実際の業務量が示されていたため損害はなかったが、注意されたい。

また、契約書に記載の再委託における事前承認をとられていなかった。契約条項に沿った適正な事務処理をされたい。

(平成19年 3月27日揭示済)

奈良市監査委員告示第7号は、奈良市公報
号外第8号に掲載

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成19年 3月29日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 幾 田 邦 夫
同 米 澤 保
奈 監 第 48 号
平成19年3月27日

請求人

桐 山 幸 矩 様
小 泉 晃 一 様
福 井 隆 夫 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 幾 田 邦 夫
同 米 澤 保

住民監査請求の結果について (通知)

平成19年 2月2日付けで提出のあった住民監査請求については、同月 6日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

- 1 監査対象
奈良市 都市整備部 下水道管理課
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年 2月13日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- 3 関係人の事情聴取
地方自治法第199条第8項の規定により、平成19年 2月13日、都市整備部長、同部次長及び同部参事下水道管理課長事務取扱に対し、事情聴取を行った。
- 4 請求の要旨
請求人は、平成16年 8月 9日付で予定価格及び実施設計書を開示請求しましたが奈良市長は非開示処分とした。請求人は同年10月22日奈良市長に対し異議申立をした。しかし、奈良市情報公開審査会は上記異議申立も棄却した為、やむなく訴訟に至ったものである。

結果、平成18年11月1日、司法の判断は全面開示せよと判決を下し、決定した。

よって、奈良市下水道管理課（以下監理課という）に再度同文書の開示を要求し、取得した文書を分析の結果、予定価格と施工業者の請負金額との比率が見積金額等を空欄にした見積書を提出させ、管理課職員が見積書に必要事項を記入、随意契約を締結したものである。

この事は、管理課と施工業者が恒常的に馴れ合いによる、予定価格に極めて近い金額で随意契約を締結し、奈良市に損害を与えたものであり奈良市の関係部署及び施工業者に損害金の弁済をさせるよう、監査請求に至ったものである。

1. 管理課と施工業者の随意契約が「馴れ合い」の事実
「平成15年度奈良市下水道管理課に係る随意契約状況」が示すとおり、随意契約338件中、327件が予定価格との比率が96%台で随意契約されており、管理課及び施工業者が意図的に決定していたことは明白である。

2. 奈良市下水道管理課職員が見積書代筆の事実

平成16年6月29日の新聞報道で、市管理課が代筆を認めている事実がある。営利企業が事業存続上重要な仕事を獲得する第一段階である見積金額を白紙で提出し、市管理課職員が見積金額を代筆するという社会通念上考えられない行為が恒常的におこなわれていたことは信じられない事である。公金の支出はより安価で、適正な施工を要求されなければならない筈の事業を当事者の「馴れ合い」が、如何に奈良市の公金に損害を与えているか如実に示すものである。

3. 馴れ合い随意契約による奈良市の損害金算出の根拠
新聞報道による「47都道府県アンケート」による「入札制度」を改革することによって落札率が20%下がると報道している事実を根拠に奈良市の当該予定価格の80%が適正価格として計算した。

「平成15年度奈良市下水道管理課に係る随意契約状況」

【 随意契約金状況 】

予定価格 159,161,100円

請負金額 154,336,900円

平均比率 96.97%

【 請求人算出損害金 】

予定価格 159,161,100円

請負金額 127,328,880円

平均比率 80.00%

随意契約金額差額損害金 27,008,020円

よって、奈良市長は、奈良市下水道管理課と施工業者の馴れ合い随意契約の結果により生じた損害金を弁済させるよう、必要な措置を講じるよう求める。

5 監査対象事項

平成15年度奈良市下水道管理課所管工事338件の随意契約のうち328件が予定価格との比率が96%台であり、また、同課職員が見積書代筆をしていたという事

実から、同課と施工業者が意図的に請負金額を決定していたかどうか。

6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

- (1) 下水道管理課所管各工事（以下、「各工事」という。）は、地方自治法、同法施行令及び奈良市契約規則等に謳われている要件に該当するため、競争契約の例外として認められている随意契約の方法により行われていること。

- (2) 一般に、契約を随意契約によって締結するときは価格が適正を欠くおそれがあるので、相手方からの「契約の申込み」として提出されるものと解されている見積書を、あらかじめ作成した予定価格と対査して、当該価格が適当であるかを検討することとされていること。また、契約の公正性と経済性を確保するため、なるべく二人以上の者から見積書を徴してその内容を比較検討した上、契約の相手方を選定するよう求められており、奈良市でも、奈良市契約規則で随意契約の方法により契約を締結しようとする場合においては見積りに必要な事項を示してなるべく二人以上から見積書を提出させなければならないとされていること。そして、各工事については、原則として工事発生箇所の中学校区内登録業者のうち二者の見積書を比較検討の上、また、宅地内の公共樹と下水道本管を結ぶ汚水樹及び取付管工事については、宅地内の排水工事を受注した排水設備指定工事業者の見積書を検討の上、規則で定められた予定価格の範囲内であったため契約していたこと。

- (3) 各工事においては、すべて予定価格の算出基礎となる設計書が作成されているが、工事内容が宅地内の汚水樹設置とその樹と下水道本管を結ぶ工事のような型の決まったものや、管、汚水樹等の破損・詰まり等の緊急を要する単純な作業がほとんどであったことから、土木工事に従事する施工業者は、その設計書から数量・距離・深さ等がわかれば、的確な見積の算出が可能であり、市の設計積算に近い見積額を算出できるとしており、その結果高率な落札率になったと市は判断していること。

- (4) 各工事の設計書は、県発行の土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表を基準にした単価に工事毎の数量（材料、掘削量、深さ、距離、舗装面積等）を掛け合わせ、さらに諸経費を加味して設計額を算定し、作成されていたこと。また、工事毎に選定した施工業者には設計書（金額抜き）に図面、数量表を併せて渡されていたこと。

- (5) 代筆行為について、当該課は「記入誤り等があったため、事務を円滑に執行するため、業者が提出した見積書に基づき、業者の面前で担当者が必要

事項を記入していたが、平成16年6月25日以降は一切行っていない。」との見解を述べ事実を認めていること。

以上の事実関係に基づき考査すると、各工事の設計書の内容については、各工事のほとんどが契約規則に定める額を超えない少額な契約であり、工事内容も型の決まった簡易なものであることから、施工業者が設計書等で材料、掘削量、深さ、距離、舗装面積等の数量を把握し、今までの施工実績や経験を基に、市販されている建設物価・諸経費率早見表等を参考にすれば、設計積算はたやすく、市の積算した設計額に近い金額を算出することは可能であると思料するものである。

このことから、請求の要旨である損害の補てんについては算出することはできないと判断した。

しかしながら、当該課職員が見積書に必要事項を記入していたという当時の事務処理については、理由の如何を問わず、不適正であったと言わざるを得ない。また、このことにより市民の疑惑を招き、市政に対し批判を受けるに至ったことは誠に遺憾である。

平成16年 6月25日以降、事務処理は改善されているとはいえ、再びこのような事態が発生しないためにも法令、規則等を遵守して、厳格に職務を執行すべく市職員を指導監督するよう市長に対し強く要望した。

また、今後は透明性確保のため随意契約のガイドラインの策定に向けて来年度の運用を目指し検討を開始されたところでもあり、今以上に客観性を高め契約事務の厳正な執行について一層の努力をされるよう市長に対し併せて要望したことを申し添える。

(平成19年 3月29日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 7 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 3月19日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名 称	代表者氏名	所在地	指定日
クボニシ建設	代表者 久保西 啓典	奈良市都祁白石町1192番地の226	平成19年 3月13日

(平成19年 3月19日揭示済)

奈良市水道局告示第 8 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規

程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 3月27日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名 称	代表者氏名	所在地	指定日
久保電業	久保 弘二	奈良市針ヶ別所町659番地	平成19年 3月16日

(平成19年 3月27日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 1 号

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3月27日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程

奈良市水道局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「水源保全係」を「水源調査係」に改める。

第11条工務第一係の部分の第 3 号中「から第 3 号まで及び」を「及び第 2 号並びに」に改め、同号を同部分の第 4 号とし、同部分中第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 配水管の改良工事の施行に関すること。

第11条工務第三係の部分の第 2 号中「工務第二係の第 1 号から第 3 号まで」を「工務第二係の第 1 号及び第 2 号」に改め、同号を同部分の第 3 号とし、同部分中第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 配水管の改良工事の施行に関すること。

第11条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する工務第一係、工務第二係及び工務第三係に共通する事務の担当工事の施行については、工務課長が定める。

第15条を次のように改める。

(浄水場水質管理課の事務)

第15条 浄水場水質管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

水源調査係

- (1) 水源の水質試験に関すること。
- (2) 水源の水質に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 水源地域の保全に係る総合企画に関すること。
- (4) 水質試験に係る精度管理に関すること。
- (5) 奈良市水道水源保護指導要綱に関すること。
- (6) 布目・白砂川水質協議会等の連絡調整に関すること。

(7) 関係官庁への報告業務に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

水質検査係

- (1) 水質試験に関すること。(水源調査係の主管に属

するものを除く。)

- (2) 水質に関する調査及び研究に関すること。(水源調査係の主管に属するものを除く。)
- (3) 水質試験の統計及び記録の保管等に関すること。
- (4) 薬品の管理に関すること。
- (5) 分析機器の維持管理に関すること。

第18条の見出し中「部長」を「職員」に改め、同条第5項中「主査及び主任」を「及び主査」に改め、同条第6項中「係に主任」を「課、室及び所に主任」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月27日揭示済)

奈良市水道局管理規程第2号

奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月27日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程
奈良市水道水利使用管理規程(平成6年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア(i)及び第2号ア中「相楽郡木津町大字鹿背山小字垣ノ内」を「木津川市鹿背山垣ノ内」に改める。

第4条第1号イ(㊦)中「鋼製油圧式転倒堰」を「ステンレス製油圧式自動起伏ゲート堰」に改める。

第8条第1号中「除砂池に設置したフロート式自記録水位計」を「沈砂池に設置した流量計」に改め、同条第2号中「フロート式自記録水位計」を「流量計」に改め、同条第3号中「電磁流量計」を「流量計」に改め、同条第4号中「超音波流量計」を「流量計」に改め、同条第6号中「超音波レベル計」を「流量計」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。
(平成19年3月27日揭示済)

奈良市水道局管理規程第3号

奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月28日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程
奈良市水道局公用車管理規程(昭和48年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の所有に属する」を「が所有し、又は賃借して運行の用に供する」に改め、「のこと」を削る。

第7条第1項中「毎日公用車の仕業」を「、公用車の使用」に改め、同条第2項を削る。

第18条中「私用車」を「私有車」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月28日揭示済)

奈良市水道局管理規程第4号

奈良市企業職員の職に関する規程を次のように定める。
平成19年3月30日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市企業職員の職に関する規程

奈良市企業職員職名規程(昭和33年奈良市水道局管理規程第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、奈良市職員定数条例(昭和28年奈良市条例第1号)第2条第2号の公営企業の事務部局に属する職員(以下「職員」という。)の職に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第2条 職員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員
(2) 技術職員

(補職名)

第3条 前条に規定する職員のうち、奈良市水道局組織規程(平成14年奈良市水道局管理規程第2号)第18条第1項から第6項までに規定する職員に補された者の補職名は、その所属する部、場、課、室、所又は係の長等の職の名称をいう。

(職種名)

第4条 職員には、その職務の内容を明確にするため、別表に掲げる職種名を置くものとする。

(雑則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、その都度水道事業管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に発令されているこの規程による改正前の奈良市企業職員職名規程に規定する職名は、この規程の施行の日後においては、その効力を失うものとする。

別表

区分	職種名
事務職員	一般事務職
技術職員	土木職、電気職、機械職、化学職

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第5号

奈良市企業職員職名規程の全部改正等に伴う関連規程の

整備に関する規程を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市企業職員職名規程の全部改正等に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市水道局事務専決規程の一部改正)

第 1 条 奈良市水道局事務専決規程(昭和41年奈良市水道局管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「部長その他の吏員」を「職員」に改める。

(奈良市水道局文書取扱規程の一部改正)

第 2 条 奈良市水道局文書取扱規程(平成 2 年奈良市水道局管理規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

第25条第 3 号中「職名」を「補職名」に改める。

(奈良市水道局公用車管理規程の一部改正)

第 3 条 奈良市水道局公用車管理規程(昭和48年奈良市水道局管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中「様」、「補職名及び職名」及び「(職名) (氏名)」を削る。

別記第 6 号様式中「様」及び「補職名及び職名」を削る。

別記第 7 号様式中「様」、「補職名及び職名」及び「(職名) (氏名)」を削る。

(奈良市水道局工事検査規程の一部改正)

第 4 条 奈良市水道局工事検査規程(昭和62年奈良市水道局管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「給水部」を「技術部」に改める。

第 3 条中「技術吏員」を「職員」に改める。

別記第 1 号様式、第 2 号様式、第 4 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式中「様」を削る。

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第 5 条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「昭和」及び「様」を削り、

職 名		氏名印	
-----	--	-----	--

を

氏 名 印	
-------	--

に

改める。

別記第 2 号様式中「昭和」及び「様」を削り、

職 名		氏名印	
-----	--	-----	--

を

氏 名 印	
-------	--

に

改める。

別記第 4 号様式を削る。

(奈良市企業職員被服貸与規程の一部改正)

第 6 条 奈良市企業職員被服貸与規程(昭和28年奈良市水道局管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

奈良市水道事業管理者	返納年月日	昭和 年 月 日
殿	職 名	
	氏 名	印

を

奈良市水道事業管理者	返納年月日	年 月 日
	氏 名	印

に

改める。

(奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部改正)

第 7 条 奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程(平成 6 年奈良市水道局管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(区分及び職種)

第 4 条 非常勤嘱託職員の区分及び職種は、次のとおりとする。

区 分	職 種
事 務 嘱 託	常勤職員の事務職員と同種の職
技 術 嘱 託	常勤職員の技術職員と同種の職

(奈良市水道局職員就業規則の一部改正)

第 8 条 奈良市水道局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「吏員、その他の」を削る。

第54条第 2 項中「職氏名」を「補職名」に改める。

別記第 2 号様式中「様」を削り、

職 名		職員番号	
-----	--	------	--

を

職員番号	
------	--

に

改める。

別記第 3 号様式中

職 名		職員番号	
-----	--	------	--

を

職員番号	
------	--

に

改める。

別記第4号様式中「職氏名様」を「補職名」に、「職氏名」を「氏名」に改める。

別記第5号様式中「様」を削り、「(注) 添付物件」を削る。

1 職員き章 2 職員証票(身分証明書等) 3 退職後の連絡先

別記第6号様式中「職員係長」を「人事係長」に改める。

別記第7号様式の(表)中

職名	
氏名	

を

氏名

に改め、同様式(裏)中

職名	
氏名	

を

氏名

に改める。

別記第8号様式中「殿」を削り、「職氏名」を「補職名」に、

職名	氏名

を

氏名

に

改める。

別記第9号様式中「様」を削り、「職氏名」を「氏名」に改める。

職名		氏名		印
----	--	----	--	---

を

氏名		印
----	--	---

に

別記第10号様式中「様」を削り、「職氏名」を「氏名」に、「室・所・場・課長」を「室・所・課長」に改める。

(奈良市水道局会計規程の一部改正)

第9条 奈良市水道局会計規程(昭和57年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第53条中「、支払調書又は仕訳書には当該係員が認印し」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のそれぞれの規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第6号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の範囲及びその支給月額、別表第4のとおり」を「は別表第4のアの欄に掲げる職員とし、その職にある職員に支給する管理職手当の額は同表のイ欄に掲げる額」に改める。

第9条第1項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第30条の3第1項中「別表第4の右欄に掲げる支給月額の算出の基礎となる割合の区分に応じ、次の各号に掲げる額」を「別表第4のウ欄に掲げる額」に改め、「当該各号」を「同欄」に改め、同項各号を削る。

第31条第4項中「左欄」を「ア欄」に改め、「職を占める職員」を「職員」に改め、「右欄に掲げる管理職手当の支給月額の算出の基礎となる割合」を「エ欄に掲げる期末手当の管理職加算割合」に改める。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第 4 (第 7 条・第30条の 3・第31条関係)

ア	イ	ウ	エ
職 員	管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額	期末手当の管理職加算割合
部長及び理事	104,200円	12,000円	100分の20
次長、参事及び浄水場長	85,700円	10,000円	100分の18
課長及び職務の級 8 級の主幹	74,800円	8,000円	100分の15
室長、所長及び職務の級 7 級の主幹	62,200円	6,000円	100分の12
課長補佐、室長補佐、所長補佐及び主査	50,500円	4,000円	100分の10

別表第 5 (第20条関係)

職 種	基 準	金 額	適 用 範 囲
外 務 手 当	日 額	円 340	収納、現場料金精算、計量、工事監督、調査その他のために、1日4時間以上外勤した職員
災害復旧業務手当	日 額	円 600	(1) 災害対策本部の要請に基づいて災害の復旧業務に従事した職員 (2) 正規の勤務時間以外の時間に水火災その他の事故等の復旧業務に従事した職員

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)第 4 条の規定により管理職手当を支給する職にある職員のうち、この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(以下「新規程」という。)第 7 条に規定する管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の支給額のほか、当該管理職手当の支給額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の

前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員のうち、相当職職員(同日においてあったこの規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程別表第 4 (以下「旧表」という。)の職欄に掲げる職(以下「旧職」という。)に相当する新規規別表第 4 (以下「新表」という。)のア欄に掲げる職にある職員であって施行日以後に当該職にあるものをいう。第 3 号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当の額

- (2) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員のうち、下位職相当職員(施行日の前日において旧表の旧職に係る同表の支給月額欄に定める支給月額より低い支給月額に係る同表の職欄に掲げる職に相当する新表のア欄に掲げる職(以下「旧下位職」という。)にある職員をいう。第 4 号において同じ。) 同日に旧下位職に相当する新表のア欄に掲げる職にあるとしたならばその者の受けることとなる管理職手当の額
- (3) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員のうち、相当職職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員のうち、下位職相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧表の支給月額欄に定める支給月額が旧職より低い職に相当す

る新表のA欄に掲げる職にあるとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(5) 前各号に掲げる職員のほか、人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別な事情があると認められる職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして管理者が定める職員 前各号の規定に準じて管理者が定める額

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第7号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同条第1項中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同項ただし書を削り、同項第3号を削る。

第41条中「の手續及び効果は、」を「並びに」に改め、「の定める」を「第2条の2各号の一に該当し、その意に反して降給される場合の手續及び効果は、同条例の定める」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市水道局職員就業規則第41条の規定は、平成19年 4月 1日以後の職員の行為に係る降給処分について適用する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第8号

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

「 上記の金額各自領収しました。 奈良市水道局企業出納員様

別記第39号様式（表）中「様」を削り、「課 係
職氏名

を「 課長
氏名 印」に改め、同様式（裏）
を次のように改める。

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程（平成6年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
第13条第2項中「休憩時間及び休息時間」を「休憩時間」に改める。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市水道局告示第9号

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示

会計帳簿等の様式に関する規程（昭和44年奈良市水道局告示第7号）の一部を次のように改正する。

別記第24号様式中「奈良市水道事業管理者様」を「（あて先）奈良市水道事業管理者」に改める。

別記第30号様式中「様」を削り、「課 係
職氏名 印」を

「 課長
氏名 印」に改める。

別記第31号様式中「様」を削る。

別記第32号様式中「奈良市水道事業管理者様」を「（あて先）奈良市水道事業管理者」に改める。

別記第36号様式（表）中「奈良市水道事業管理者 様」を「（あて先）奈良市水道事業管理者」に、「奈良市水道局企業出納員 様」を「（あて先）奈良市水道局企業出納員」に改める。

別記第37号様式中「様」を削り、「課 係
職氏名 印」を

「 課長
氏名 印」に改める。

別記第38号様式中「様」を削り、「外 名」を「ほ
か 名」に、「課 係
職氏名 印」を 氏名

長 印」に改め、

を削る。

(裏)

内 訳									
摘 要	支 日 数	単 価	支 給 金 額	控 除 金 額	差 支 額	引 給 額	氏 名	領 収 印	
		円	円	円	円	円			
	</								

別記第42号様式中「職氏名」を「氏名」に改める。

別記第42号様式の 2 中「様」を削り、「部 課 係 職氏名

を「 課長 氏名 ⑩」に改める。

別記第44号様式中「職氏名」を「氏名」に改める。

別記第62号様式及び第66号様式中「様」を「奈良市水道事業管理者」に改める。

別記第67号様式中「様」を「部 長」に改める。

別記第69号様式中「様」を「課 長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の会計帳簿等の様式に関する規程により定められた様式による用紙は、この告示による改正後の会計帳簿等の様式に関する規程により定められた様式にかかわらず、当分の間、所要な調整をして使用することができる。

(平成19年 3 月30日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 9 号

平成19年臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規

則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成19年 3 月16日

奈良市教育委員会

委員長 植 松 滋 子

1 日時

平成19年 3 月20日（火）

午後 2 時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議 事

- 議案第61号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について
- 議案第62号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について
- 議案第63号 奈良市教育委員会事務専決規程等の一部改正について
- 議案第64号 奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の一部改正について
- 議案第65号 奈良市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について
- 議案第66号 平成19年 4 月市費支弁教員（管理職）の異動について
- 議案第67号 平成19年 4 月県費負担教員（管理職）の異動について
- 議案第68号 人事について

議案第69号 奈良市就学指導委員会規則の一部改正について

議案第70号 教育機関等の職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月22日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会の職員の職名に関する規則（昭和49年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市教育委員会の職員の職に関する規則

第1条中「職名」を「職」に改める。

第2条を次のように改める。

（職員の区分）

第2条 職員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員
- (2) 技術職員
- (3) 技能職員
- (4) 業務職員

第3条中「前条第1項第1号及び第2号並びに第2項」を「前条第1号及び第2号」に、「職名」を「職の名称」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	職種名
事務職員	一般事務職
技術職員	建築職、土木職、電気職、機械職、文化財建築職、学芸員、栄養士
技能職員	自動車運転手、実習助手、体育施設管理士
業務職員	用務員、給食調理員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に発令されているこの規則による改正前の奈良市教育委員会の職員の職名に関する規則に規定する職名は、この規則の施行の日後においては、

その効力を失うものとする。

(平成19年 3月22日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月22日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「人権・同和教育推進室」を「人権教育推進室」に、「社会教育部」を「生涯学習部」に改め、同条第2項中「社会教育部」を「生涯学習部」に、「社会教育課 庶務係 社会教育係 青少年係 家庭教育係 企画調整係」を「生涯学習課 庶務係 社会教育係 青少年係 家庭教育係 生涯学習係」に、「体育課 庶務係 体育係 施設管理係」を「スポーツ課 庶務係 スポーツ振興係 施設管理係」に改める。

第5条の見出しを「（生涯学習課の事務）」に改め、同条中「社会教育課」を「生涯学習課」に改め、同条社会教育係の部分第2号中「社会同和教育」を「人権教育」に改め、同条企画調整係の部分中「企画調整係」を「生涯学習係」に改める。

第7条の見出しを「（スポーツ課の事務）」に改め、同条中「体育課」を「スポーツ課」に改め、同条体育係の部分中「体育係」を「スポーツ振興係」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「人権・同和教育推進室」を「人権教育推進室」に改める。

第9条第6項第2号中「社会教育部長」を「生涯学習部長」に改める。

第10条の表中「社会教育部」を「生涯学習部」

に、「社会教育課」を「生涯学習課」に、「体育課

」を「スポーツ課」に改める。

第11条の表中「社会教育部」を「生涯学習部」

に、「社会教育課」を「生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月1日から施行する。

(平成19年 3月22日揭示済)

奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月22日

奈良市教育委員会

委員長 植 松 滋 子

奈良市教育委員会規則第 3 号

奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の一部を改正する規則

奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則（昭和58年奈良市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「社会教育部文化財課」を「生涯学習部文化財課」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(平成19年 3 月22日揭示済)

奈良市就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月23日

奈良市教育委員会

委員長 植 松 滋 子

奈良市教育委員会規則第 4 号

奈良市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

奈良市就学指導委員会規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(平成19年 3 月23日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月22日

奈良市教育委員会

教育長 中 尾 勝 二

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条部長共通の部分の第 8 号中「2 月」を「6 月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削る。

第 4 条課長等共通の部分の第10号中「5 日」を「1 月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年 3 月22日から施行する。
(平成19年 3 月22日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第 3 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月22日

奈良市教育委員会

教育長 中 尾 勝 二

奈良市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令

(奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第 1 条 奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「体育課長」を「スポーツ課長」に改める。

(奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第 2 条 奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程（平成元年奈良市教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

3 委員は、生涯学習部長をもって充てる。

(奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部改正)

第 3 条 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程（平成14年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「人権・同和教育推進室長」を「人権教育推進室長」に、「社会教育課長」を「生涯学習課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(平成19年 3 月22日揭示済)

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市教育委員会

委員長 植 松 滋 子

奈良市教育委員会規則第 5 号

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則（昭和47年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表青少年児童会館の項を次のように改める。

青 少 年 児 童 会 館	全 員	日 勤	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで	45分	火曜日及び水曜日
------------------	-----	-----	------------------------	-----	----------

附 則

この規則は、平成19年 5 月 1 日から施行する。

(平成19年 3 月30日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第2号

全職員

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員任用規程（昭和57年奈良市消防長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（選考による採用）

第3条の2 地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の5第1項に規定する再任用の職の採用は、選考によるものとする。

第4条第1項中「採用」の次に「（地方公務員法第28条別表（第3条関係）

の4第1項及び第28条の5第1項に規定する再任用の職の採用を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年3月27日揭示済）

奈良市消防局長訓令甲第3号

全職員

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

区 分		勤 務 時 間	休憩時間	睡眠時間	週 休 日	備 考
隔日勤務		午前 8 時30分から翌日の 午前 8 時30分まで	2 時間	6 時間	所属長が 別に定め る。	勤務時間等 の 割 振 り は、所属長 が定める。
三 部 勤 務	日 勤	毎日勤務の例による。				
	当 直	隔日勤務の例による。				

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年3月27日揭示済）

奈良市消防局長訓令甲第4号

全職員

奈良市消防文書規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防文書規程等の一部を改正する訓令

（奈良市消防文書規程の一部改正）

第1条 奈良市消防文書規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項を次のように改める。

2 発信者は、法令等に定めのある場合を除き、あて名との均衡を失しないよう配慮して記載するものとする。
この場合において、対内文書の発信名及びあて名は、特に定めのある場合を除き、補職名のみを用い、氏名を省略することができる。

（奈良市消防公務之証発行規程の一部改正）

第2条 奈良市消防公務之証発行規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

職 名

を

消防職員

の区分

に改める。

（奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部改正）

第3条 奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

係別職氏名
生 年 月 日

を

係・階級
生 年・氏名
月 日

に改める。

別記第 2 号様式及び第 3 号様式中

職 氏 名
生 年 月 日

を

係・階級・氏名
生 年 月 日

に改める。

別記第 4 号様式から第 6 号様式までの規定中

係 別
生 年

職 氏 名
月 日

を

係・階級・氏名
生 年 月 日

に改める。

(奈良市消防職員服務規程の一部改正)

第 4 条 奈良市消防職員服務規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中「職 名」を「階 級」に改める。

(奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部改正)

第 5 条 奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成16年奈良市消防局長訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「職名又は階級」を「階 級」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(平成19年 3 月27日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 5 号

全 職 員

奈良市消防機械器具に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月27日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防機械器具に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防機械器具に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「職 名」を「階 級」に改める。

別記第 4 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

所屬名

[illegible]

— 20 —

第 5 号様式（第21条関係）

機 関 使 用 状 態 月 報

（ 年 月分）

年 月 日

所属および車名	奈良消						
報告者階級氏名							
機 関 使 用 状 態							
報 告 種 別	出 動 種 別						合 計
	水火災	救 助	救 急	警 戒	点 検	その他	
出 動 回 数							回
出 動 延 時 間							
延 走 行 距 離							km
出 動 延 人 員							人

第6号様式（第21条関係）

消防局長

機 関 使 用 状 況 月 報

年 月 日
警防課長

奈良市消防局所属車両の 年 月 中の使用状況は、次のとおりです。

所 属	車 名	時間及び 出 動	出 動 種 別						延人員 (人)	走行距離 (km)
			水火災	救 助	救 急	警 戒	点 検	その他		
	総合計	延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								
		延べ時間								
		出動回数								

年 月 日

所属および車名	奈良消					
報告者階級氏名						
注 油 燃 料 合 計	ガソリンレギュラー	ガソリンハイオク	軽油	オイル2 サイクル	オイル4 サイクル	オイルディーゼル
	プロパン					

注 油 内 訳

[illegible]

(平成19年3月27日揭示済)

奈良市消防局長訓令第6号

全職員

奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

奈良市消防局長 佐賀 勝彦

奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令

奈良市火災調査規程（平成11年奈良市消防局長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同条第2項中「局長及び」を削る。

第5条中「局長又は」を削る。

第6条に次の3項を加える。

3 署長は、調査のために必要があると認める場合は、局長に対し、予防課の調査員、調査資機材等の応援を要請することができる。

4 局長は、前項に基づく要請があった場合は、火災の実態その他の事情を考慮して、予防課の調査員、調査資機材等の派遣を命じ、調査に協力させるものとする。

5 局長は、第3項に基づく要請があった場合のほか、調査のため必要があると認める場合は、予防課の調査員を火災現場等に出動させ、調査を支援させることができる。

第17条第2項中「局長又は」を削る。

第18条中「うち消防局又は管轄する消防署において」を削る。

第23条第1項中「局長又は」を削る。

第24条第1項を次のように改める。

署長は、調査のため鑑定及び実験（以下「鑑定等」という。）を必要とする場合は、予防課長に鑑定等を依頼することができるものとする。

第24条に次の1項を加える。

3 予防課長は、鑑定等の依頼があったもので必要があると認められるときは、官公署、学識経験者等に鑑定等を依頼することができるものとする。

第29条第2項中「又は局の調査員が調査書類を作成したとき」を削り、「図面及び火災現場写真集以外の調査書類の一部を省略する」を「調査書類の一部を簡略する」に改める。

第32条中「局長又は」を削る。

第33条中「局長」を「署長」に、「り災証明願」を「り災証明申請書」に改める。

第34条中「局長又は」を削る。

第34条に次の1項を加える。

2 署長が前項の報告を受けたときは、速やかに調査書類とともに局長に報告しなければならない。

別記第1号様式中

管理番号	
覚知日時	年 月 日 時 分

を

覚知日時

年 月 日 時 分

に

改める。

別記第3号様式（その1）中「管理番号」を削る。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第29条関係）

火 災 調 査 報 告 書													
奈良市消防局長										年 月 日 時 分			
消防署長													
火 災 番 号													
出 火 日 時		年 月 日 時 分 ()											
覚 知 日 時		年 月 日 時 分 ()											
鎮 圧 日 時		年 月 日 時 分 ()											
鎮 火 日 時		年 月 日 時 分 ()											
救 助 開 始 時		年 月 日 時 分 ()											
放 水 開 始 時		常 防 備 隊						消 防 団					
覚 知 方 法							火 災 種 別						
発 生 場 所													
火 元	建 物 等 称						氏 名						
	火 区 元 分						T E L						
	建 構 物 造						年 齢				職 業		
	用 途						階 数		地上 階		建 m ²		
	業 態								地下 階		面 積 延 m ²		
損 害 概 要													
損 害 状 況												死者数	負傷者数
全 焼	棟	焼 損 床 面 積	m ²		焼 損 表 面 積 計	m ²		消 防 吏 員					
半 焼	棟	焼 損 床 面 積	m ²		り 災 世 帯 計	世 帯		消 防 団 員					
部 分 焼	棟	焼 損 床 面 積	m ²		り 災 人 員 計	人		応 急 消 火 義 務 者					
ぼ や	棟	焼 損 床 面 積	m ²		水 損 等 棟 数 計	棟		消 防 協 力 者					
合 計	棟	焼 損 床 面 積 計	m ²		火 災 損 害 額	千 円		そ の 他	自 損 含 自 損 除				
用 途 地 域		防 火 地 域		気 象	天 候	気 温	湿 度	風 向	風 速	火 災 警 報			
						℃	%		m/sec				
発 火 源							経 過						
着 火 物							出 火 所						

原因概要	
発見状況	
通報状況	
初期消火状況	
原因判定理由	
判定者	

年 月 日

印

記

— 27 —

別記第16号様式中「火証第 号」を「第 号」に改め、「奈良市消防局長」を「奈良市消防署長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平成19年 3月27日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 7 号

全 職 員

奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程等の一部を改正する訓令

(奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第 1 条 奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市消防長訓令甲第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「理事」を「消防総務部長」に改め、同条第 3 項中「、消防総務部長」を削る。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(服務監査員の設置)

第 7 条 委員会に点検調査機関として、服務監察員を置く。

2 監察員の設置及び服務監察の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部改正)

第 2 条 奈良市消防吏員の階級別定数規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号)の一部を次のように改正する。

本則第 3 号中「17人」を「18人」に改め、第 6 号中「134人」を「131人」に改め、第 7 号中「4人」を「6人」に改める。

(奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部改正)

第 3 条 奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第 9 号)の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項中「理事」を「消防総務部長」に改め、同条第 3 項中「、消防総務部長」を削る。

(奈良市消防安全管理規程の一部改正)

第 4 条 奈良市消防安全管理規程(昭和59年奈良市消防長訓令甲第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「総務課長」を「職員課長」に改める。

第 7 条第 2 項中「理事」を「消防総務部長」に改める。

第 8 条第 2 項中「総務課長」を「職員課長」に改める。

第15条中「総務課内」を「職員課内」に改める。

第20条第 1 号中「総務課内」を「職員課内」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月27日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 8 号

全 職 員

奈良市火災予防査察規程を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市火災予防査察規程

奈良市火災予防査察規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第13号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)

第 2 章 査察

第 1 節 査察の基本(第 6 条―第 8 条)

第 2 節 査察の計画(第 9 条)

第 3 節 査察の実施等(第10条―第18条)

第 4 節 違反是正指導等(第19条―第22条)

第 5 節 違反状況の調査及び管理等(第23条・第24条)

第 3 章 違反処理

第 1 節 基本事項(第25条・第26条)

第 2 節 警告(第27条―第30条)

第 3 節 命令(第31条―第36条)

第 4 節 許可の取消し等(第37条・第38条)

第 5 節 聴聞及び弁明の機会の付与(第39条・第40条)

第 6 節 告発等(第41条―第44条)

第 7 節 代執行及び略式の代執行(第45条―第47条)

第 8 節 資料提出及び報告徴収(第48条・第49条)

第 9 節 免状返納要請措置等(第50条・第51条)

第10節 送達(第52条・第53条)

第 4 章 査察台帳等(第54条・第55条)

第 5 章 雑則(第56条―第61条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、奈良市消防局における査察の実施及び違反処理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び奈良市火災予防条例(昭和37年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)によるほか、次のとおりとする。

(1) 立入検査 法第 4 条及び法第16条の 5 の規定に基づき、消防対象物又は貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵及び取扱状況について検査し、又は質問を行うことをいう。

(2) 査察 立入検査その他の方法により、法及び条例に基づく火災の予防、災害の発生及び拡大の防止等(以下「火災予防等」という。)に関する違反(違反でない状態又は行為で、行政上の措置を必要とするものを含む。以下「違反」という。)を発見し、違反が認め

られる行為を行った者又は関係者（法第5条に係るもの）にあつては工事の請負人又は現場管理者を含む。以下「関係者等」という。）に指導し、違反の是正を促す一連の行政作用をいう。

- (3) 違反処理 警告、命令、許可の取消し、認定の取消し、告発、代執行その他の方法により違反の是正及び火災による人命の危険等の排除を図るための行政上の措置をいう。
- (4) 非特定防火対象物 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外のものをいう。
- (5) 危険物製造所等 法第10条に定める危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。
- (6) 少量危険物施設 条例第32条に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (7) 指定可燃物施設 条例第34条、条例第35条及び第35条の2に規定する指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (8) 危険物施設等 前3号に掲げるものを総称したものをいう。
- (9) 規制対象物 令別表第1に掲げる防火対象物で法第17条に基づく消防用設備等の設置義務のあるものをいう。
- (10) 査察対象物 危険実態に応じ区分した査察の対象となる規制対象物及び危険物施設等又は法第8条の規定に基づく防火管理者の選任義務のあるものをいう。
- (11) 査察事業所 査察対象物が1以上存する事業所をいう。
- (12) 重大違反対象物 査察対象物のうち、火災が発生したならば、人命に危険であると認める違反の存するもの又は消防用設備等、特殊消防用設備等、避難施設若しくは防火設備に重大な不備欠陥の存するもので、別に定めるものをいう。
- (13) 局特別監視対象物 重大違反対象物のうち、特に違反が重大なもので、別に定める基準により消防長が違反処理を実施する対象物をいう。
- (14) 署特別監視対象物 重大違反対象物のうち、局特別監視対象物以外のもので、別に定める基準により消防署長（以下「署長」という。）が違反処理を実施する対象物をいう。
- (15) 査察員 奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）第2条に規定する立入検査の証票の交付を受けて査察及び違反処理の業務に従事する消防職員をいう。
- (16) 局査察員 査察員のうち消防長から査察を命じられた消防局員をいう。
- (17) 署査察員 査察員のうち署長から査察を命じられた消防署員をいう。
- (18) 警告 関係者等に違反の是正を促す意思表示で法的措置の可能性を予告するものをいう。
- (19) 命令 法の規定に基づき、強制的に関係者等に違反

の是正を促す意思表示をいう。

- (20) 許可の取消し 法第12条の2第1項の規定に基づき、危険物製造所等の許可の効力を将来に向かって失わせる意思表示をいう。
- (21) 認定の取消し 法第8条の2の3第6項の規定に基づき、同条第1項の規定による特例認定の効力を消滅させる意思表示をいう。
- (22) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき、違反事実を検察官又は警察署長に申告し、違反者の訴追を求める意思表示をいう。
- (23) 過料事件の通知 法第46条の5の規定に基づき、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を過料に処せられる者として管轄地方裁判所に通知することをいう。
- (24) 代執行 命令による代替的作為義務の履行のない場合に、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく義務者の履行すべき行為を命令者自らがを行い、又は第三者に行わせ、当該行為に係る費用を義務者から徴収することをいう。
- (25) 略式の代執行 法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定により、法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる措置を実施することをいう。
- (26) 催告 命令違反者に対し、当該命令事項の履行を督促する意思表示をいう。
- (27) 履行期限 警告事項、命令事項又は代執行の戒告事項の履行に必要な合理的期限として措置権者が定めたものをいう。
- (28) 免状返納要請措置等 違反行為を行った消防設備士又は危険物取扱者の免状返納命令に係る奈良県知事（以下「知事」という。）への報告及び当該違反者に対する通知並びに違反行為を行った消防設備点検資格者に係る消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する登録講習機関（以下「登録講習機関」という。）への通報及び当該違反者に対する指導を行うための一連の措置をいう。

（査察及び違反処理の目的）

第3条 査察及び違反処理は、法及び条例に基づき、出火危険や人命危険を事前に排除し、市民の生命、身体、財産を火災その他の災害（以下「火災等」という。）から保護することを目的として実施するものとする。

2 査察及び違反処理は、公正、公平かつ効率的に実施するものとする。

（事務区分等）

第4条 消防長は、局特別監視対象物に係る違反処理、法第8条の2の3第6項の規定に係る違反処理（認定の取消しに限る。）並びに法第3章（法第3章の規定に係る違反のうち法第12条の3、法第14条の2及び法第16条の3を除く。）の規定に係る違反処理を実施するものとする。

2 署長は、査察対象物に対する査察及び前項に定める以外の違反処理を実施するものとする。

3 署長は、必要に応じて査察対象物以外の消防対象物に対して立入検査を実施するものとする。 4 消防長は、必要と認めた場合は、第1項の違反処理を署長に実施させることができる。 5 消防長は、署長から要請があった場合で必要と認めたときは、第2項の査察及び違反処理を実施するものとする。 (査察員の派遣) 第5条 署長は、査察及び違反処理の実施に当たって必要があると認めるときは、消防長に査察員の派遣を要請することができる。 2 消防長は、前項に定める要請があった場合は、その状況に応じて局査察員を派遣するものとする。 3 第1項に定める要請は、原則として査察員派遣要請書により行うものとする。 第2章 査察 第1節 査察の基本 (査察の基本) 第6条 査察は、査察対象物に対する位置、構造、自主防火管理状況、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持管理状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況等の実態を明らかにし、不備欠陥事項の是正を図るとともに、火災の発生危険、延焼危険及び人命危険について関係者に十分認識させることにより、査察対象物からこれらの危険を排除するために実施するものとする。 (査察対象物等区分及び実施基準) 第7条 査察対象物の区分は、規制対象物及び危険物施設等の内容に応じ、別表第1のとおりとする。 2 前項に規定するそれぞれの区分及び当該事業所に応じた査察の実施期間及び回数(以下「査察実施基準」という。)は、別表第2のとおりとする。 3 前2項に規定するもののほか、査察は、査察事業所を単位として原則実施するものとする。 (査察の種類) 第8条 査察の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 定期査察 第10条に規定する査察実施計画書に基づき定期的に行う査察をいう。 (2) 随時査察 申請、届出、投書、陳情、消防職員の報告等に基づくほか、特別監視対象物等に対し必要の都度行う査察をいう。 (3) 特別査察 消防長が火災予防上若しくは災害防止上必要があると認めて署長に査察の実施を命じた場合に行う査察をいう。 (4) 確認査察 立入検査結果通知書、指示書、消防用設備等点検結果又は防火対象物点検結果の不備事項について改善計画報告書を提出させた場合、当該不備事項に対する改善の確認又は違反の改善を促進するための査察をいう。 第2節 査察の計画 (査察管理委員会) 第9条 消防局に、査察の執行を管理するため、査察管理	委員会(以下「管理委員会」という。)を設置する。 2 管理委員会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 査察の実施に係る調査及び研究に関すること。 (2) 査察実施基本計画(以下「基本計画」という。)の立案に関すること。 (3) その他委員長が必要と認める事項 3 管理委員会は、委員長及び委員をもって組織する。 4 委員長は、予防課長をもって充てる。 5 委員は、予防課長補佐及び各署長が指名した署長補佐をもって充てる。 6 管理委員会は、委員長が招集する。 7 管理委員会は、毎年2月末日までに翌年度の基本計画を立案するものとする。 8 管理委員会の庶務は、予防課査察係において処理する。 第3節 査察の実施等 (査察の実施計画) 第10条 署長は、管内の査察対象物の査察を適正かつ円滑に実施するため、査察実施基準及び前条に定める基本計画に基づき、毎年3月末日までに翌年度の査察実施計画書を策定し、消防長に報告しなければならない。 (査察の実施) 第11条 署長は、管内の査察対象物に対し、前条の査察実施計画書に基づき定期査察を実施するとともに、常にその進行管理に努めなければならない。 (定期査察の省略) 第12条 署長は、随時査察又は特別査察を行ったときは、その査察対象物の定期査察を行わないことができる。 (査察員の遵守事項) 第13条 査察員は、常に関係法令その他査察上必要な知識の修得を図り、査察能力の向上に努め、査察の実施に当たっては、法第4条又は法第16条の5に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 礼節を正し、言動を慎み、公正かつ合理的に行うこと。 (2) 原則として服装は、制服とし、端正であること。 (3) 原則として関係者又はその代理人の立会いのもとに行うとともに、必要に応じて防火管理者又は危険物保安監督者等も併せて立ち会わせること。 (4) 機器の操作については、原則として関係者等に操作を求めること。 (5) 関係法令を遵守し、個人の自由及び権利の不当な侵害を避けるとともに、関係者の民事的紛争に関与しないこと。 (立入検査の拒否等) 第14条 査察員は、正当な理由がなく立入検査を拒み、妨げ又は忌避したものがあった場合は、立入検査の主旨を説明し、なお応じない場合は、関係者の拒む理由等を確認するとともに、その旨を局査察員にあっては消防長に、署査察員にあっては署長に報告して指示を受けなければならない。 (立入検査事項)
---	--

第15条 立入検査は、次に掲げるものの位置、構造、設備、管理の状況等について、消防対象物の規模、用途、火災危険等を勘案し、実施するものとする。 (1) 建築物及び工作物 (2) 避難施設及び防火設備 (3) 防災物品 (4) 火気使用設備及び器具 (5) 危険物製造所等 (6) 消防用設備、特殊消防用設備等及び防災資機材等 (7) 少量危険物及び指定可燃物 (8) 電気、ガス、火薬及び放射性物質関係施設 (9) 防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等の業務遂行状況 (10) 消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程等の状況及び消防訓練実施の状況 (11) 防火対象物点検資格者、消防設備士、危険物取扱者及び消防設備点検資格者の業務遂行状況 (12) その他火災予防等の観点及び消防活動上必要と認める事項 (事前連絡) 第16条 査察員は、立入検査等を行う場合において、査察関係資料、防火管理業務の実施状況の確認等のため、関係者又はその代理人の立会いの必要があると認めるときは、事前に連絡を行うものとする。 (立入検査結果の通知) 第17条 査察員は、立入検査を行った結果を当該査察対象物の関係者に対して、立入検査結果通知書（以下「通知書」という。）により通知するものとする。 2 査察員は、査察対象物以外の消防対象物の立入検査を行った結果を当該対象物の関係者に対して通知書により通知するものとする。 3 前2項の規定により、通知書で違反を指摘したもののについては、改善状況の報告を回答書により求めるものとする。ただし、第20条の規定による指示書を交付する場合は、この限りでない。 (立入検査結果の報告) 第18条 査察員は、立入検査を行ったときは、その都度立入検査結果を局査察員にあっては消防長に、署査察員にあっては署長に報告しなければならない。 2 署長は、毎月の査察結果を取りまとめ、査察結果報告書により、翌月の10日までに消防長に報告しなければならない。 第4節 違反是正指導等 (立入検査結果の履行確保) 第19条 消防長又は署長は、通知書により指摘した違反が解消されるまで関係者に対して実情聴取、指導その他必要な措置を行い、立入検査結果の履行を確保しなければならない。 (指示書の交付) 第20条 消防長又は署長は、査察対象物に対して、前条に定める履行確保のため必要があると認めるときは、関係	者に指示書を交付して改善を促すものとする。 2 前項の規定により指示書を交付する場合は、関係者等に直接交付し、受領書に受領者の署名及び押印を求めるものとする。 (改善報告書の提出) 第21条 消防長又は署長は、前条の規定により改善を促したときは、関係者に改善（計画）報告書の提出を求めるものとする。 (確認査察の実施) 第22条 消防長又は署長は、前条の報告を受けたとき又は履行期限内に報告がされなかったときは、査察員に当該査察対象物の違反実態の推移を確認し、又は違反の改善を促進するための確認査察を行わせなければならない。ただし、報告書、図書等で当該改善状況を確認できる場合は、この限りでない。 2 査察員は、確認査察を行い改善が十分でないと認めたときは、当該査察対象物の関係者に対して通知書により通知するとともに、局査察員にあっては消防長に、署査察員にあっては署長に報告しなければならない。 第5節 違反状況の調査及び管理等 (違反の報告及び調査) 第23条 査察員は、職務の執行に際し、別に定める違反処理基準（以下「処理基準」という。）の違反事項に該当すると認める違反を発見し、又は聞知した場合は、速やかに、消防長又は署長に報告するものとする。 2 前項の規定による報告を受けた消防長又は署長は、必要に応じて査察員に当該違反の調査を行わせるものとする。 3 前項の調査を命ぜられた査察員は、調査した結果を違反調査報告書により消防長又は署長に報告するものとする。 (違反状況の管理) 第24条 消防長又は署長は、重大違反対象物の違反の発生から是正に至るまでの経過を記録し、当該違反の状況を管理するものとする。 2 消防長又は署長は、違反調査関係図書等を整理保管しておくものとする。 第3章 違反処理 第1節 基本事項 (違反処理の実施) 第25条 消防長又は署長は、立入検査等により不備欠陥事項を認めた場合で、改善を促したにもかかわらず、なおこれに応じないときにおいては、法及び条例に定める火災予防に関する違反処理を行うものとする。 2 違反処理は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。 (1) 警告 (2) 命令 (3) 許可及び認定の取消し (4) 告発 (5) 過料事件の通知
--	---

(6) 代執行

(違反処理上の留意事項)

第26条 違反処理は、次に掲げる事項に留意し、行わなければならない。

- (1) 違反処理を行う場合は、緊急の場合を除き、あらかじめ関係者等に違反の内容を具体的に説明し、適切な指導を行うこと。
- (2) 違反処理は、違反の実態を的確に把握するとともに、厳正かつ公平に時機を失することのないよう行うこと。
- (3) 違反処理を行った事案については、適宜、改善状況の調査を行い、関係者等に違反の是正を行うよう指導すること。

第2節 警告

(警告)

第27条 消防長又は署長は、第22条の確認査察を実施して改善を促したにもかかわらず、違反が是正されない場合において、処理基準に該当するときは、警告を行わなければならない。

- 2 消防長又は署長は、前項に該当しない場合であっても、違反の是正のため必要と認めるときは、警告を行うことができる。
- 3 前2項に規定する警告は、関係者等に警告書を交付することにより、行うものとする。
- 4 署長は、前項の規定により警告書の交付を行った場合は、速やかに、警告書の写しに関係資料を添えて、消防長に報告するものとする。

(警告書の送達)

第28条 警告書を送達する場合は、関係者等に直接交付し、受領書に受領者の署名及び押印を求めるものとする。

- 2 警告書の交付に際し、受領を拒否された場合その他特別の事由がある場合は、配達証明又は配達証明及び内容証明の取扱いにより郵送するものとする。この場合において、郵送する警告書は、必要に応じて書式を変更することができるものとする。

(履行状況の確認)

第29条 消防長又は署長は、警告を行った場合は、関係者等から必要に応じて違反の是正に関する改善計画書等を提出させるものとする。

- 2 消防長又は署長は、査察員に警告に対する履行状況を確認する調査を行わせるものとする。
- 3 前項の調査を行った査察員は、調査結果を消防長又は署長に報告しなければならない。

(法的措置への移行)

第30条 消防長又は署長は、第27条に規定する警告を行っても違反が是正されない場合、火災予防等の観点から必要があると認める場合、火災等が発生したならば人命に危険であると認める場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合には、処理基準に基づき、行政処分を行わなければならない。

第3節 命令

(命令)

第31条 命令は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 第27条に規定する警告を行ってもなお違反が是正されないとき。
- (2) 違反事案に係る重大な出火危険若しくは延焼拡大危険が存する場合、火災等に係る人命危険が存する場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合において、緊急に措置を講ずる必要があると認めるとき。

2 前項に規定する命令は、第34条第1項及び第3項に掲げる場合を除き、関係者等に命令書を交付することにより、行うものとする。

(命令の公示)

第32条 命令を行った場合は、標識の設置、奈良市公報への登載及び消防局又は消防署の掲示板への掲示により、その旨を公示するものとする。ただし、命令を行う際の状況により、その一部を省略することができる。

2 消防長又は署長が法第5条第3項（法第5条の2第2項、法第5条の3第5項、法第8条第5項、法第8条の2第4項又は法第17条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき設置する標識は、消防法による命令の公告（法第5条第3項命令用）によるものとする。

3 消防長が法第11条の5第4項（法第12条第3項、法第12条の2第3項、法第13条の24第2項及び法第16条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき設置する標識及び署長が法第14条の2第5項の規定に基づき設置する標識は、消防法による命令の公告（法第11条の5第4項命令用）によるものとする。

4 消防長又は署長が法第12条の3第2項の規定に基づき設置する標識は、消防法による命令の公告（法第12条の3第2項命令用）によるものとする。

5 消防長又は署長が法第16条の3第6項の規定に基づき設置する標識は、消防法による命令の公告（法第16条の3第6項命令用）によるものとする。

(命令の事前報告)

第33条 署長は、命令のうち、法第5条、法第5条の2及び法第17条の4に係るものを行う場合は、事前に消防長に報告するものとする。

(緊急時の命令)

第34条 消防長又は署長は、違反事案が火災予防等の観点から猶予できないと認める場合又は火災等が発生したならば、人命安全上猶予できないと認める場合若しくは消火、避難その他の消防の活動上猶予できないと認める場合で、緊急に必要な措置をとらなければならないときは、関係者等に必要な事項を口頭により命令することができる。

2 消防長又は署長は、前項の規定により命令を行った場合は、必要に応じて事後に命令書を交付するものとする。

3 消防長及び署長以外の消防吏員は、法第3条第1項及び法第5条の3第1項に規定する違反を発見した場合は、

物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者（同項において特に緊急の必要があると認める場合は、物件の所有者、管理者若しくは占有者又は防火対象物の関係者を含む。以下「物件の所有者等」という。）に必要な事項を口頭により命令することができる。

- 4 前項に規定する命令を行った消防吏員は、消防長又は当該区域を管轄する署長にその違反内容、措置結果等を報告するとともに、必要に応じて当該命令の内容を物件の所有者等に通知するものとする。

（催告）

第35条 消防長又は署長は、命令を行ったもののうち、履行期限を経過しても是正されない場合において、必要と認めるときは、催告書を交付し、履行の促進を図るものとする。

（命令の解除）

第36条 消防長又は署長は、命令を解除する必要があると認める場合は、速やかに、命令解除通知書を交付し、命令を解除するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により命令を解除する場合は、事前に消防長に報告するものとする。

- 3 消防長は、第1項の規定により命令を解除した場合は、署長に通知するものとする。

第4節 許可の取消し等

（許可の取消し）

第37条 許可の取消しは、危険物製造所等許可取消通知書を交付することにより、行うものとする。

（認定の取消し）

第38条 認定の取消しは、特例認定取消通知書を交付することにより、行うものとする。

第5節 聴聞及び弁明の機会の付与

（聴聞）

第39条 消防長は、許可の取消し、認定の取消し又は法第13条の24の規定に基づき、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者の解任命令を行おうとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に規定する聴聞の手続をとるものとする。

（弁明）

第40条 消防長又は署長は、次に掲げる命令を行おうとする場合は、行政手続法第13条に規定する弁明の機会の付与の手続をとるものとする。

- (1) 法第5条の規定に基づく防火対象物の改修、除去等の命令、法第5条の2の規定に基づく防火対象物の使用禁止、停止又は制限の命令及び法第5条の3の規定に基づく物件の除去等の命令。ただし、緊急の場合の命令を除く。
- (2) 法第8条第4項の規定に基づく防火管理者の行うべき業務についての命令
- (3) 法第14条の2第3項の規定に基づく予防規程の変更命令

第6節 告発等

（告発）

第41条 告発は、次のいずれかに該当し、かつ、別に定める基準に該当するもので消防長又は署長が必要と認める場合に行うものとする。

- (1) 違反内容が重大で、かつ、出火危険、延焼拡大危険、火災等に係る人命危険その他の公共危険が著しく大きいと認めるとき。
- (2) 違反に起因して火災等が発生し、若しくは拡大し、又は人身事故が発生したとき。
- (3) その他告発をもって措置すべき必要があると認めるとき。

2 前項の告発は、違反の生じた場所を管轄する検察官又は警察署長に対し、告発書に関係資料を添えて、行うものとする。

（告発の事前報告）

第42条 署長は、前条第1項に規定する基準の違反事項に該当する違反があった場合は、事前に消防長と協議するものとする。

（告発資料の送付）

第43条 消防長は、告発を行った場合は、告発書の写しに関係資料を添えて、関係署長に送付するものとする。

- 2 消防長は、検察官から当該告発に係る処分のお知らせがあった場合は、当該通知の写しを前項の署長に送付するものとする。

- 3 署長が告発を行った場合は、前2項の規定を準用する。この場合において、前2項中「消防長」とあるのは「署長」と、「関係署長」及び「前項の署長」とあるのは「消防長」と読み替えるものとする。

（過料事件の通知）

第44条 消防長又は署長は、過料事件の通知が必要と認める場合は、届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書に関係資料を添えて、通知するものとする。

- 2 署長は、過料事件の通知を行う場合は、過料事件通知書の写しに関係資料を添えて、事前に消防長に報告するものとする。

第7節 代執行及び略式の代執行

（代執行）

第45条 代執行は、次のいずれかに該当する場合において、その他の方法によってはその履行が確保できないと認められるときに行うものとする。

- (1) 命令した事項を履行しないとき。
- (2) 命令した事項を履行しても十分でないとき。
- (3) 命令した事項に履行期限が付されている場合において、履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき。

- 2 前項の規定により代執行を行う場合は、事前に執行に伴う作業、警戒等を計画し、経費を見積もるものとする。

- 3 代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は、次によるものとする。

- (1) 戒告書
- (2) 代執行令書

(3) 代執行費用納付命令書

(4) 代執行責任者証

(物件の除去等に係る事前公告)

第46条 消防長又は署長が、法第5条の3第2項の規定に基づき行う公告は、法による物件の除去等の公告によるものとする。

(略式の代執行)

第47条 消防長又は署長は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の規定による命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を行うことができない場合は、必要に応じ、略式の代執行を行うものとする。

2 署長は、略式の代執行を行う場合は、あらかじめ消防長と協議しなければならない。

3 消防長又は署長は、法第5条の3第2項の規定により略式の代執行を行う場合は、前条の公告を行った後に行うものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

4 消防長又は署長は、略式の代執行により物件を除去させた場合は、当該物件の状態を考慮して、別に定めるところにより措置を決定するものとする。

第8節 資料提出及び報告徴収

(資料提出命令等)

第48条 消防長又は署長は、火災予防等の観点から必要があるときは、関係者に対して、任意の資料提出又は報告を求めることができる。

2 消防長又は署長は、前項に定める資料等の確保が困難と認めるとき又は特に必要と認めるときは、法第4条第1項又は法第16条の5第1項の規定に基づき、関係者に対して、資料提出命令書又は報告徴収書により、資料の提出を命じ、又は報告を求めるものとする。

(資料及び報告書の受領)

第49条 前条第1項及び第2項に定める資料の提出又は報告は、資料提出報告書によるものとし、また、資料については所有権放棄の有無を明らかにするものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により資料又は報告書の提出がなされたときは、資料にあっては所有権放棄の有無により提出資料等受領書又は保管書を、報告書にあっては提出資料等受領書をそれぞれ交付するものとする。

3 保管した資料は、紛失、き損等をしないよう保管するとともに、保管の必要がなくなったときは、保管書と引き換えに当該資料を提出者に還付するものとする。この場合、保管書に受領した旨奥書きさせるものとする。

第9節 免状返納要請措置等

(違反行為の報告等)

第50条 査察員は、消防設備士、危険物取扱者又は消防設備点検資格者が別に定める違反行為を行ったと認める場合は、速やかに、消防長又は署長に報告するものとする。

2 署長は、前項の報告を受けた場合は、その状況を消防長に報告するものとする。

3 消防長は、前2項の報告があった場合は、消防設備士

にあっては消防設備士違反事案報告書に、危険物取扱者にあっては危険物取扱者違反事案報告書に、それぞれ関係資料を添えて、知事に報告するものとし、消防設備点検資格者にあっては消防設備点検資格者不適正点検事案報告書に関係資料を添えて、登録講習機関に通報するものとする。

4 消防長は、前項の規定により知事に報告した場合は、消防設備士にあっては消防設備士違反事項通知書を、危険物取扱者にあっては危険物取扱者違反事項通知書を交付するとともに、速やかに、その写しを関係署長に送付するものとする。

5 消防長又は署長は、第1項の規定により消防設備点検資格者の違反行為に係る報告を受けた場合は、違反行為を行った消防設備点検資格者及び当該消防設備点検資格者が所属する法人に対して、別に定める指導基準により指導を行うものとする。

(免状返納命令等の通知)

第51条 消防長は、前条第3項の規定により知事に報告を行った結果、知事から当該報告に基づく免状返納命令に係る通知があった場合は、当該通知の写しを関係署長に送付するものとする。

2 消防長は、前条第3項の規定により登録講習機関に通報を行った結果、登録講習機関から当該通報に基づく資格喪失処分等に係る通知があった場合は、当該通知の写しを関係署長に送付するものとする。

第10節 送達

(送達)

第52条 命令書、催告書、特例認定取消通知書、戒告書、代執行令書、代執行費用納付命令書、資料提出命令書、報告徴収書、消防設備士違反事項通知書及び危険物取扱者違反事項通知書の送達については、第28条の規定を準用する。

(違反処理の完結報告)

第53条 署長は、違反処理の結果、違反事項が是正されたときは、違反処理完結報告書により、消防長に報告するものとする。

2 消防長は、違反処理の結果、違反事項が是正されたときは、違反処理完結通知書により署長に通知するものとする。

第4章 査察台帳等

(査察台帳の整備)

第54条 署長は、別表第1の査察対象物の区分ごとに査察台帳を作成し、これを整備し適正に管理しなければならない。

(査察対象物の実態把握)

第55条 署長は、管轄区域内の査察対象物の実態把握に努めなければならない。

第5章 雑則

(火災等発生対象物の査察等)

第56条 署長は、管轄区域内の査察対象物で、火災、事故等が発生した場合には、署査察員に査察を行わせ、火災、

事故等の再発防止等を図るものとする。

2 署査察員は、前項の査察を行う場合は、奈良市火災調査規程（平成11年奈良市消防局長訓令甲第1号）第6条に規定する調査員と協力し、火災予防等の観点から調査を行い、その結果を署長に報告するものとする。

3 署長は、前項に規定する調査結果を消防長に報告するものとする。

4 署長は、前項の規定により報告するもののうち、次に掲げる事案が発生した場合には、遅滞なく、その状況を火災等発生査察対象物状況報告書により消防長に報告するものとする。

(1) 違反又は特異な使用方法等が原因で発生し、又は拡大したと認められる火災

(2) 特異な火災、事故等で現行法令、規程、基準等の見直しを要すると認められるもの

(3) 火災、事故等の発生時における適切な防火管理及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の有効活用による奏功事例のうち、特にその功績が著しいと認められるもの

(4) その他署長が必要と認めるもの

5 消防長は、前項に定めるもののほか、火災予防等の観点から必要と認めるときは、火災等発生査察対象物状況報告書により、署長に報告を求めることができる。

6 消防長は、火災予防等の観点から必要と認める場合には、局査察員に火災、事故等が発生した査察対象物に対する査察及び調査を行わせることができる。

（査察に関する事務等に係る照会）

第57条 署長は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）、刑事訴訟法及び弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づき、官公署又は弁護士会から査察に関する事務等について照会を受け、回答するときは、回答事項に照会書を添えて消防長の承認を得なければならない。

（関係機関との連携）

第58条 消防長又は署長は、法第35条の10の規定に基づき、関係機関に照会し、又は協力を求める場合は、原則として火災予防関係事項照会・協力依頼書により行うものとする。

2 消防長又は署長は、立入検査等において消防法令以外の法令違反を発見し、当該違反の内容を関係機関に通知する場合は、原則として違反事項通知書により行うものとする。

3 消防長又は署長は、前2項の規定により照会若しくは協力の依頼又は通知を行った場合は、その経過を査察台帳に記録するものとする。

（関係機関との協力）

第59条 消防長又は署長は、関係機関から違反処理についての協力を求められたときは、必要に応じて協力するものとする。

（文書の様式）

第60条 この規程に規定する文書の様式は、別に定める。

（その他）

第61条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の奈良市火災予防査察規程（以下「旧規程」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令による改正後の奈良市火災予防査察規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この訓令の施行の際現に旧規程の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な修正の上使用することができる。

別表第1（第7条・第54条関係）

査 察 対 象 物 区 分

1 規制対象物

区 分	対 象
第1種対象物	1 法第8条の2の2の規定に該当する防火対象物 2 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物
第2種対象物	令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（第1種対象物を除く。）で、延べ面積が1,000㎡以上のもの
第3種対象物	1 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（第1種対象物及び第2種対象物を除く。）で、延べ面積が300㎡以上のもの 2 令別表第1に掲げる防火対象物（第1種対象物及び第2種対象物を除く。）で、延べ面積が1,000㎡以上のもの及び同表(18)項に掲げる防火対象物
第4種対象物	1 令別表第1に掲げる防火対象物（第1種対象物、第2種対象物及び第3種対象物を除く。）で、法令において消防用設備等の設置を必要とするもの 2 令別表第1に掲げる防火対象物で、法第8条のみに該当するもの

2 危険物施設等

区 分	対 象
第1種対象施設	法第14条の2の1項に規定する予防規程の認可を必要とする危険物施設
第2種対象施設	危険物保安監督者選任届を必要とする危険物施設（第1種対象施設を除く。）
第3種対象施設	第1種対象施設及び第2種対象施設以外の危険物施設
第4種対象施設	少量危険物施設及び指定可燃物施設

別表第2（第7条・第10条関係）
査察事業所区分・査察実施基準

区 分	規 制 対象物	危険物 施設等	査察実施 基 準
第1号査察 事業所	第1種対象 物	第1種対象 施設	1年に1回以上
第2号査察 事業所	第2種対象 物	第2種対象 施設	1年に1回以上
第3号査察 事業所	第3種対象 物	第3種対象 施設	2年に1回以上
第4号査察 事業所	第4種対象 物	第4種対象 施設	3年に1回以上

(平成19年3月30日揭示済)

議 会

奈良市議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

奈良市議会議長
和田晴夫

奈良市議会議規則第1号

奈良市議会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会議規則（昭和49年奈良市議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「提出者の説明又は」を「前2項における提出者の説明及び第1項における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第78条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「次の」を「、次の」に改める。

第79条中「、印刷して」を削り、「配布」の次に「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)」を加える。

第81条中「議員」の次に「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規

定する署名に代わる措置をとる議員)」を加える。

第98条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第142条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項」を「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に改める。

第154条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項」を「、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月23日揭示済)

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月28日

奈良市議会議長
和田晴夫

奈良市議会議規則第1号

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程（昭和52年奈良市議会議規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「議会の庶務を掌理し」を「議会に関する事務に従事し」に改める。

第7条を次のように改める。

(職員の設置)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第3項の規定によるその他の職員として、技能職員を置く。

第9条第1項第5号中「2月」を「6月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削り、同条第2項第3号中「5日」を「1月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に発令されているこの規程による改正前の奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程に規定する職名は、この規程の施行の日後においては、その効力を失うものとする。

(平成19年3月28日揭示済)